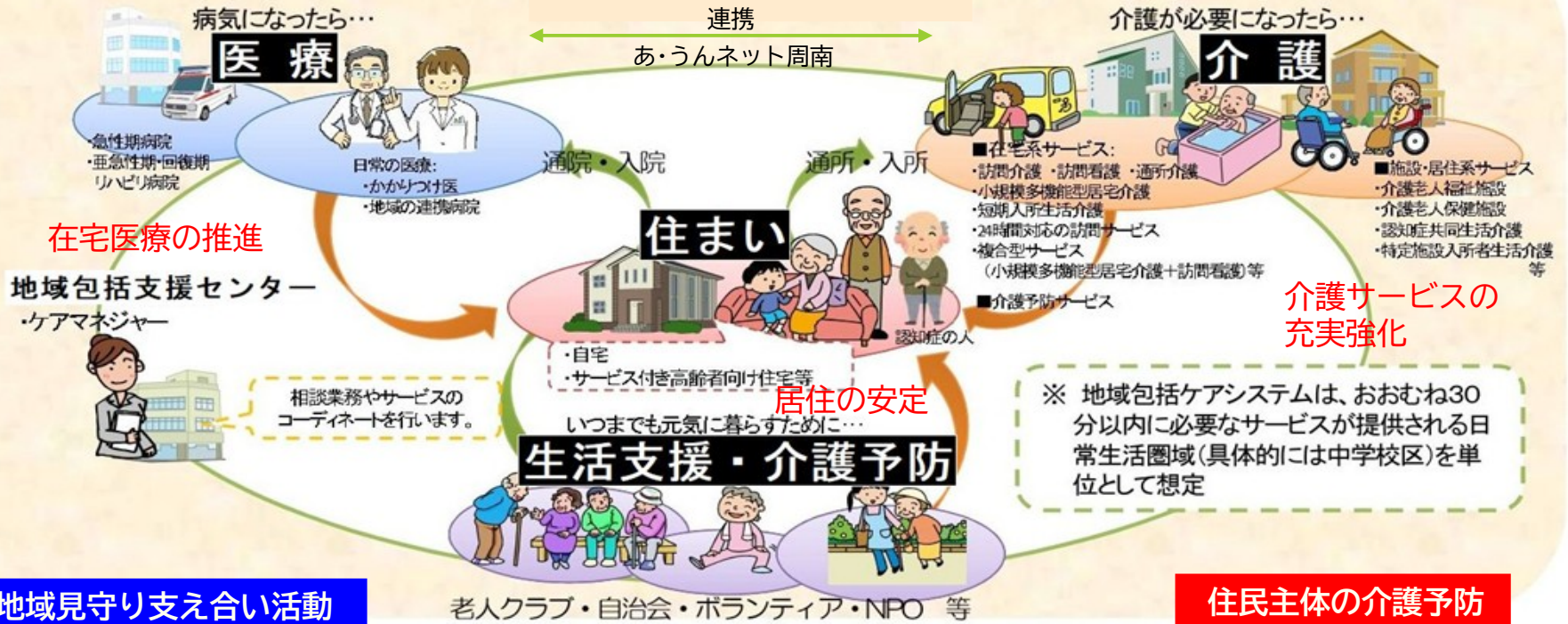
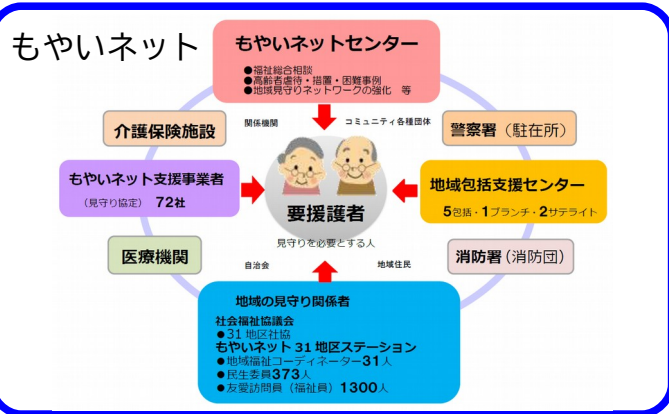


# 1. 地域包括ケアシステムの姿

資料 3



## 地域見守り支え合い活動



## 土台としての地域力の強化

H29改正社会福祉法 (地域力の強化)  
 H26改正介護保険法 (住民主体)

## 住民主体の介護予防

### 住民運営通いの場

(週1回のいきいき百歳体操)

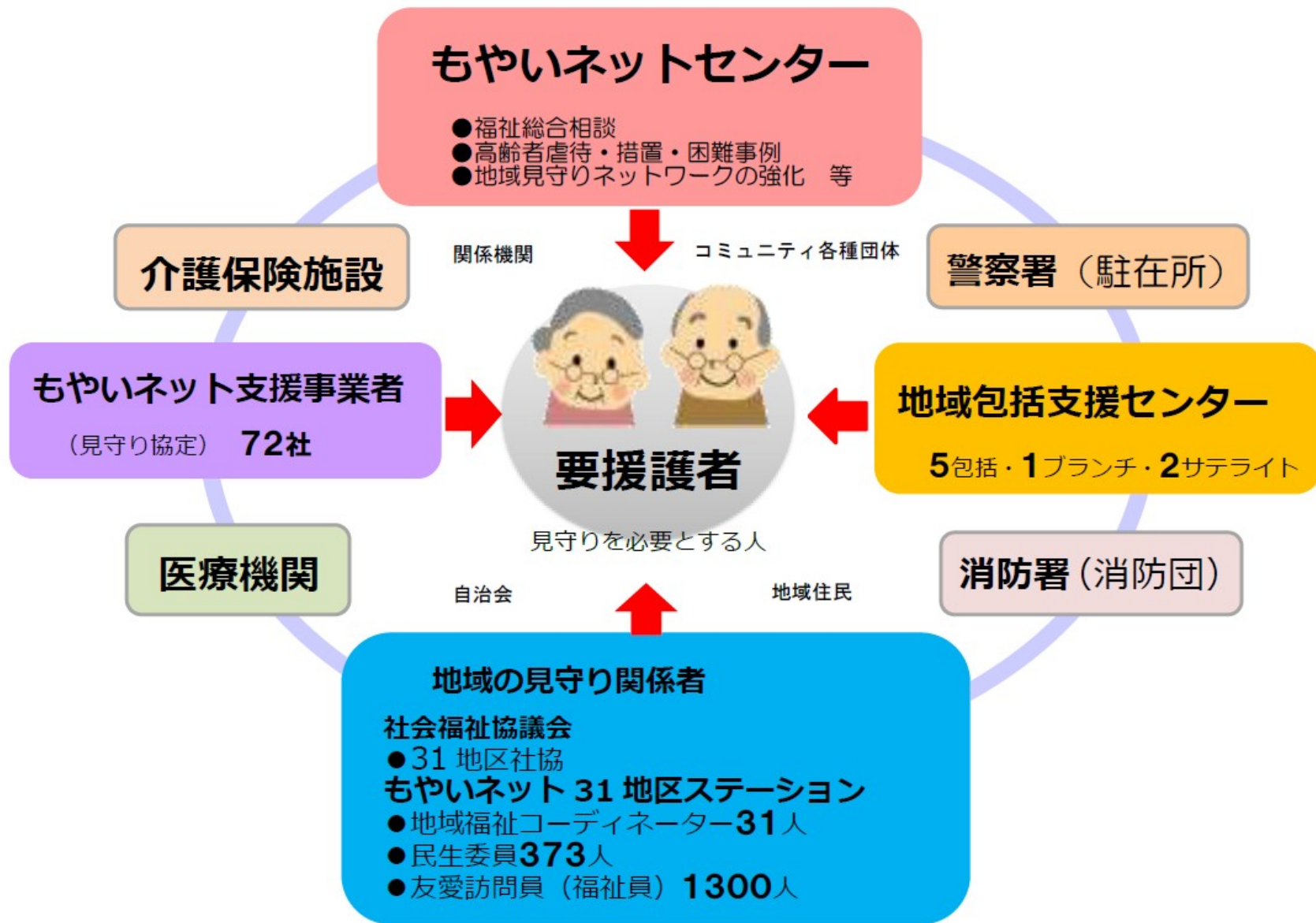
132か所 約1600名

ふれあい・いきいきサロン  
172か所

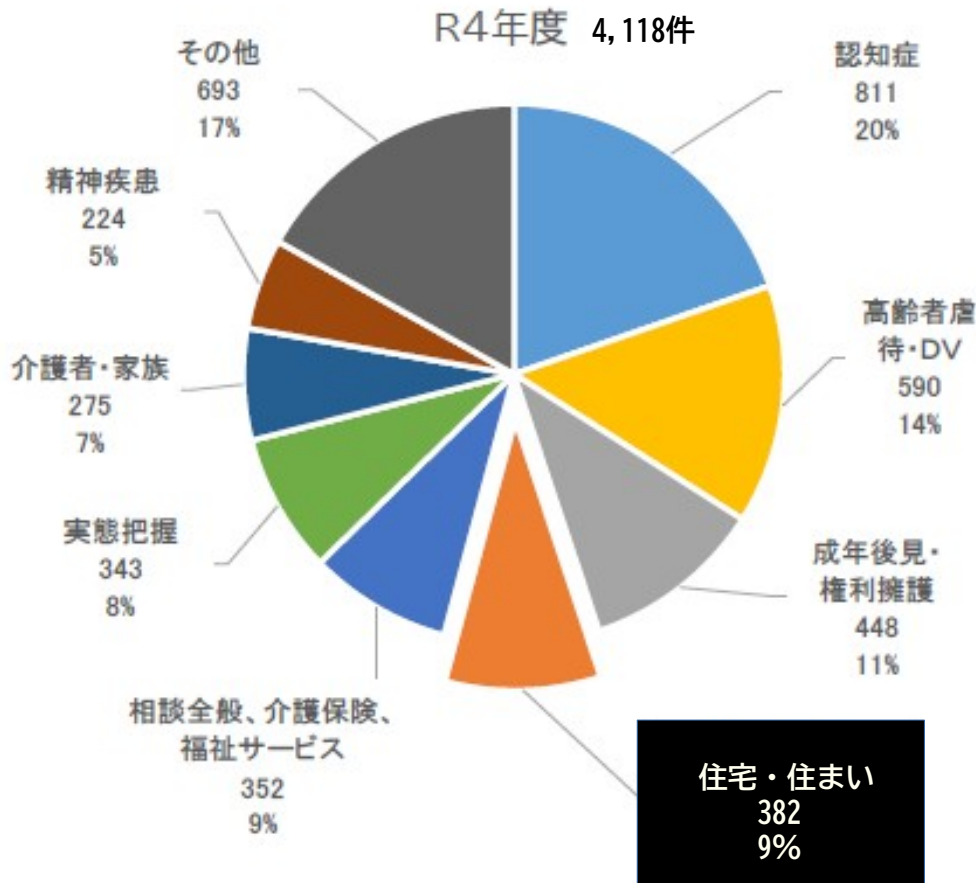
### 基幹型集いの場

地域づくりによる介護予防推進支援モデル事業 H26～

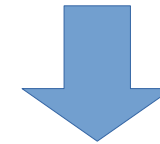
## 2. 「もやいネット」とは



# 3. もやいネットセンター相談実績



住宅・住まいの相談 382件の内  
 居住支援に関するもの 34件



うち居住支援に関する相談内容	実件数
家族間の事情による転居希望	11
家主からの退居要請による住居確保	6
服役後の住居確保	5
保証人や緊急連絡先が確保できない	3
障害者の転居	2
転居希望があるも生活困窮状態で困難	2
ホームレス状態	2
家屋の老朽化による転居希望	1
高齢者の転居	1
市営住宅の入居	1
計	34

# 4.入居相談 例

## 家族間の事情による転居希望に関する相談

No.	主属性	副属性	相談経路	相談内容	対応
1	母子家庭		本人	母子家庭。離婚後も元夫の自宅で生活しているが、扱いがひどく家を出たいため、住宅課には相談しているが住宅の斡旋をして欲しいとの相談。	市営住宅、あんしん子育て室に情報提供。経過観察。
2	高齢者	障害者	本人	車椅子生活だが、娘が結婚するため家をひき払う。1人で住むため、不動産、市営、県営に連絡するが断られたとの相談。	包括、ケアマネジャーと連携し、本人同意によりサ高住への申込を行う。
3	高齢者		警察	警察より。高齢者虐待の疑いのため、高齢者の夫婦を施設に保護して欲しいとの相談。	レスパイト入院やホテルでの生活を挟み、自立相談支援センター等と連携し、新しいアパートに入居となる。

## 家主からの退居要請による住居確保の相談

No.	主属性	副属性	相談経路	相談内容	対応
4	高齢者	生活困窮者	本人	無年金・無収入で身寄りなし。借家の大家から退去を求められて困っているとの相談。	生活支援課へ繋ぐ。
5	高齢者	立ち退き	ケアマネ	大家より立ち退きの話があり、今後の住まいについて相談したい。	本人の希望や家主の好意によりそのままの生活を継続中。
6	高齢者	立ち退き	本人	3ヶ月以内に退去しないといけなくなった。住むところがないのでどうしたらいいか旨の相談。	軽費老人ホームへの入居へ至る。
7	生活困窮者	立ち退き	本人	アパートの大家から退居を求められているが、生活困窮状態との相談。	自立相談支援センターへ繋ぎ、生活基盤の整備、療育手帳有にて福祉就労も視野に入れた就労支援について検討となる。

## 服役後の居宅確保に関する相談

No.	主属性	副属性	相談経路	相談内容	対応
8	高齢者	触法者	民間の社会福祉士	万引きして警察で拘留中。住所不定で釈放後の住居を探しているとの相談。	居住支援法人に繋ぎ住居確保し、生活保護申請するも本人失踪。
9	高齢者	触法者	刑務所	収監中の高齢者が出所予定だが、居住地・住民票なし。認知症あるも居住歴のある周南市に帰りたいとの希望の相談。	保佐人、県社協など様々な支援機関と連携するも、支援を拒否。
10	高齢者	触法者	検察庁	検察より。近日中に釈放されるが住居がなし。施設入所も可との相談。	高齢者支援課と連携し、養護老人ホームへ措置入所。

## 保証人や緊急連絡先が確保できないとの相談

No.	主属性	副属性	相談経路	相談内容	対応
11	高齢者		本人	親子二人で家を借りたいが、保証人・緊急時の連絡先がないとの相談。	居住支援法人に情報提供。
12	高齢者	生活困窮者	家族・親族	詐欺の被害に遭い多額の債務を負ったため、マンションを売却することとなり住居を失う。保証人なしでも借りれる物件の有無について相談。	居住支援法人を紹介。債務は弁護士へ要相談と説明。

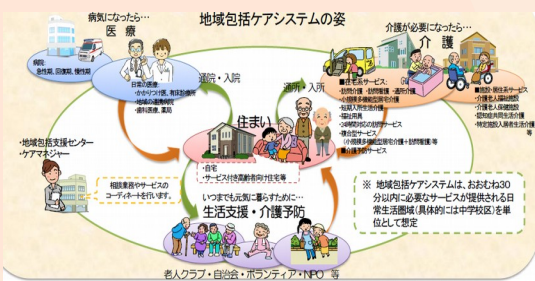
## その他

No.	主属性	副属性	相談経路	相談内容	対応
13	障害者		本人	転居についての相談。	自立相談支援センターと連携し、市住、県住、民間住宅について説明。市住について、申込みは行ったが、入退去費用等の点で取下げ。経過観察とする。
14	生活困窮者		本人	転居したいが、生活困窮状態で費用が捻出できない旨の相談。	自立相談支援センターへ繋ぐ。当面、そのまま居住となる。

# 5. 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

## 高齢者

### 地域包括ケアシステム



○既存の制度による解決が困難な課題

### 課題の複合化

- ・高齢の親と無職独身の50代の子が同居(8050)
  - ・介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)等
- ⇒各分野の関係機関の連携が必要

### 制度の狭間

- ・いわゆる「ごみ屋敷」
- ・障害の疑いがあるが手帳申請を拒否 等

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

### 共生型サービス

### 生活困窮者支援

### 子ども・子育て家庭

### 障害者

地域移行、地域生活支援  
【障害者を対象にした相談機関】  
基幹相談支援センター 等

【子ども・子育て家庭を対象にした相談機関】  
地域子育て支援拠点  
子育て世代包括支援センター 等

## 土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

# 6.重層的支援体制整備事業

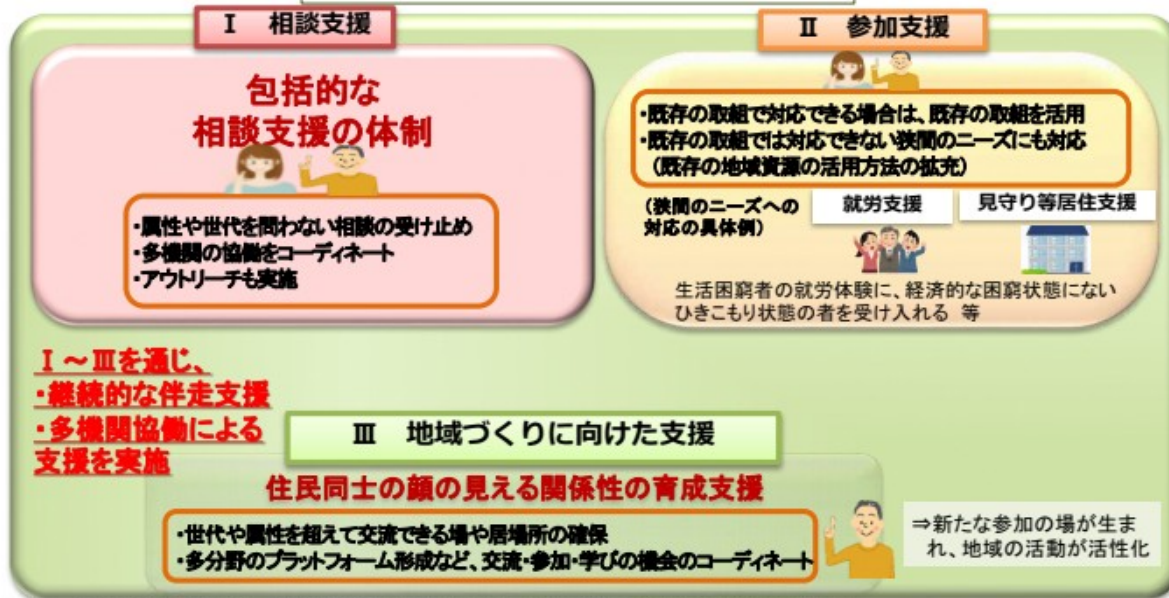
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。
  - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
  - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

## 社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

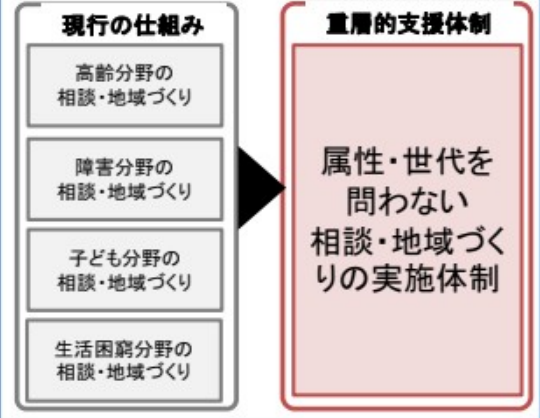
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

### 新たな事業の全体像



### 相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。  
 (ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する  
 (イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる  
 (ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業の支援フロー

